

令和 6 年 1 2 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

令和 6 年 1 1 月 2 5 日



## も く じ

|           |                                                               |     |
|-----------|---------------------------------------------------------------|-----|
| 報告第 1 3 号 | 交通事故に係る専決処分の報告について-----                                       | 1   |
| 議案第 7 6 号 | 令和 6 年度大東市一般会計補正予算（第 4 次）について-----                            | 別冊  |
| 議案第 7 7 号 | 令和 6 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）<br>について-----                  | 別冊  |
| 議案第 7 8 号 | 令和 6 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 2 次）につ<br>いて-----                    | 別冊  |
| 議案第 7 9 号 | 令和 6 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第<br>2 次）について-----                | 別冊  |
| 議案第 8 0 号 | 令和 6 年度大東市移管市営住宅事業特別会計補正予算（第 2<br>次）について-----                 | 別冊  |
| 議案第 8 1 号 | 令和 6 年度大東市水道事業会計補正予算（第 1 次）について-----                          | 別冊  |
| 議案第 8 2 号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について-----                                        | 2   |
| 議案第 8 3 号 | 市道路線の認定について-----                                              | 3   |
| 議案第 8 4 号 | 四条畷駅前東線道路整備工事請負契約について-----                                    | 4   |
| 議案第 8 5 号 | 南郷小学校長寿命化改良工事請負契約について-----                                    | 5   |
| 議案第 8 6 号 | 財産の取得について-----                                                | 6   |
| 議案第 8 7 号 | 大東市立市民体育館、大東市立龍間運動広場及び大東市立テ<br>ニスコートの指定管理者の指定について-----        | 7   |
| 議案第 8 8 号 | 大東市手数料条例の一部を改正する条例について-----                                   | 8   |
| 議案第 8 9 号 | 大東市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管<br>理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について----- | 1 0 |



## 報告第13号

## 交通事故に係る専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和6年11月25日提出

大東市長 逢坂伸子

- |   |             |                                                                                                                         |
|---|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 専 決 処 分 の 日 | 令和6年8月27日                                                                                                               |
| 2 | 損害賠償の相手方    | <div> </div> <div> </div>                                                                                               |
| 3 | 損 害 賠 償 の 額 | 金58,300円                                                                                                                |
| 4 | 損害賠償の理由     | 令和6年7月9日大東市氷野一丁目10番13号の本念寺の<br>駐車場において、本市自動車（生涯学習課）が駐車するた<br>めに後退したところ、相手方が設置した車止めのポールに接<br>触し、損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

議案第 82 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員 白井 京子氏の任期が、令和7年6月30日満了するにつき、法務大臣に対し、同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年11月25日提出

大東市長 逢坂 伸子

住 所 [REDACTED]  
氏 名 白 井 京 子  
生年月日 [REDACTED]

公 職 歴

令和元年7月 ～ 現在 人権擁護委員

議案第 83 号

## 市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、次のとおり路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和6年11月25日提出

大東市長 逢坂 伸子

## 認定する路線

氷野四丁目 1 5 号線 (起点) 大東市氷野四丁目 2 1 7 番 5 先  
(終点) 大東市氷野四丁目 2 1 7 番 1 0 先

理 由

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条の規定により築造された開発道路を市道として認定するため。

## 議案第 84 号

### 四条畷駅前東線道路整備工事請負契約について

四条畷駅前東線道路整備工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 6 年 11 月 25 日提出

大東市長 逢坂 伸子

- |          |                                          |
|----------|------------------------------------------|
| 1 契約の目的  | 四条畷駅前東線道路整備工事                            |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                                   |
| 3 契約の金額  | 金 341,664,400 円                          |
| 4 契約の相手方 | 摂津市東正雀 2 番 3 号<br>株式会社永商興産<br>代表取締役 小川 晋 |

理 由

締結しようとする契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 2 条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が、1 億 5,000 万円以上の工事の請負に係るものであること。）に該当するため。

## 議案第 85 号

### 南郷小学校長寿命化改良工事請負契約について

南郷小学校長寿命化改良工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 6 年 11 月 25 日提出

大東市長 逢坂 伸子

- |          |                                                                                                 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的  | 南郷小学校長寿命化改良工事                                                                                   |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札                                                                                          |
| 3 契約の金額  | 金 1, 830, 400, 000 円                                                                            |
| 4 契約の相手方 | 大阪市都島区片町一丁目 3 番 4 号<br>中道・岡本特定建設工事共同企業体<br>代表者<br>大阪市都島区片町一丁目 3 番 4 号<br>株式会社中道組<br>代表取締役 中道 正伸 |

理 由

締結しようとする契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 2 条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が、1 億 5, 000 万円以上の工事の請負に係るものであること。）に該当するため。

議案第 86 号

財産の取得について

大東市立中学校における教師用指導書等として、次の物品を取得する。

令和 6 年 11 月 25 日提出

大東市長 逢坂 伸子

＜物品そのⅠ＞

- |          |                                         |
|----------|-----------------------------------------|
| 1 取得する財産 | 教師用指導書等 一式                              |
| 2 取得の価格  | 金 3, 197, 700 円                         |
| 3 取得の相手方 | 四條畷市楠公一丁目 14 番 7 号<br>福助堂書店<br>代表者 唐渡 勉 |

＜物品そのⅡ＞

- |          |                                        |
|----------|----------------------------------------|
| 1 取得する財産 | 教師用指導書等 一式                             |
| 2 取得の価格  | 金 25, 611, 300 円                       |
| 3 取得の相手方 | 大東市赤井一丁目 15 番 1 号<br>大東書店<br>代表者 大東 恵子 |

理 由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 3 条に定める議会の議決に付すべき財産の取得の要件（予定価格の金額が 2, 000 万円以上の動産の買入に係るものであること。）に該当するため。

## 議案第 87 号

大東市立市民体育館、大東市立龍間運動広場及び大東市立テニスコートの指定管理者の指定について

大東市立市民体育館、大東市立龍間運動広場及び大東市立テニスコートの指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 25 日提出

大東市長 逢坂 伸子

- |           |                                          |
|-----------|------------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立市民体育館<br>大東市立龍間運動広場<br>大東市立テニスコート    |
| 2 指定管理者   | 大阪市港区田中三丁目 1 番 40 号<br>一般財団法人大阪スポーツみどり財団 |
| 3 指定の期間   | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで       |

議案第 88 号

大東市手数料条例の一部を改正する条例について

大東市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 11 月 25 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に規定する狂犬病予防法の特例の適用を受けることにより簡素化される犬の登録及び鑑札の交付の事務に係る手数料を徴収しないことに伴い、所要の改正を行うため。

# 大東市手数料条例の一部を改正する条例（案）

令和     年     月     日  
条 例 第            号

大東市手数料条例（平成１２年条例第４号）の一部を次のように改正する。

別表９の項中「登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）第３９条の７第２項の規定により狂犬病予防法第４条第１項の規定による申請があつたものとみなされる場合を除く。）」を加える。

## 附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 89 号

大東市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例について

大東市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 11 月 25 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）が施行されたこと並びに水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）が改正されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日  
条 例 第 号

大東市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「並びに次条第2号及び第3号」を「及び次条第1号から第3号まで」に改め、「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第11号とし、同条第7号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (10) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第6号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは

第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「もの」の次に「(第1号の規定による卒業をした者については1年以上、第2号の規定による卒業をした者については1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第3号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目」を「第1号から第3号までに規定する課程に相当

する課程」に改め、同条第5号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (7) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現にこの条例による改正前の大東市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例第4条第5号に規定する講習の課程を修了している者は、改正後の大東市水道布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例第4条第5号に規定する者とみなす。

|       |
|-------|
| 印刷物番号 |
|-------|

|         |
|---------|
| 6 - 5 8 |
|---------|